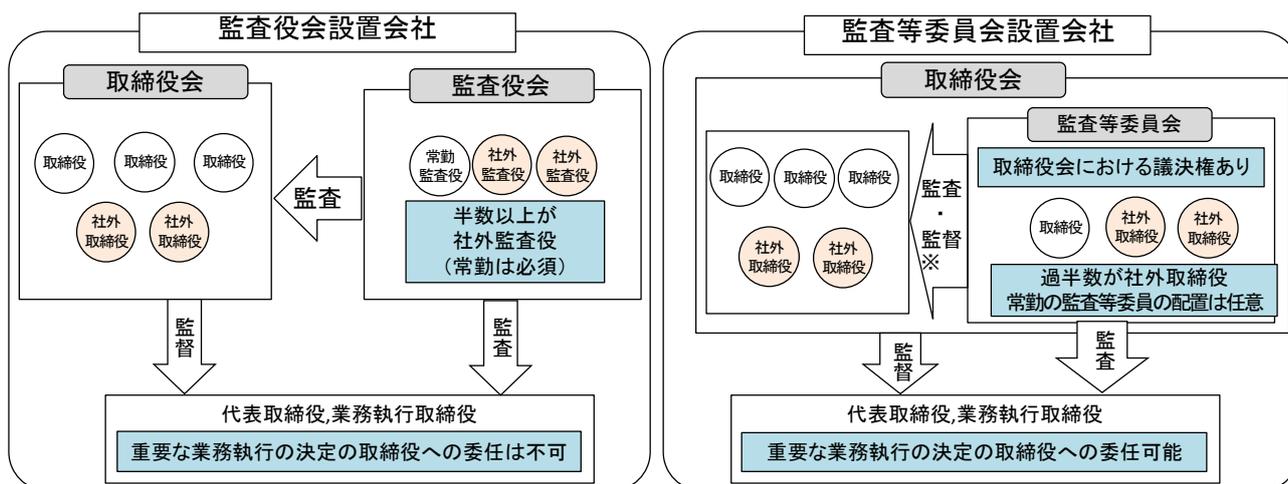


(参 考)

監査等委員会設置会社について

- 監査等委員会設置会社とは、従来の「監査役会設置会社」における「監査役会（監査役）」の代わりに、取締役会の中に「監査等委員会（3名以上の取締役から構成され、かつその過半数が社外取締役であることが条件）」を設置するもの。
- 監査等委員会設置会社においては、重要な業務執行の全部または一部を取締役（社長）に委任することができるため、意思決定および業務執行の迅速化が図られるとともに、戦略に特化した（経営全体を俯瞰した観点での議論や重要課題の審議に重点を置いた）取締役会へ移行することとなるため、ガバナンスの更なる向上につながる。
- 監査等委員である取締役は、取締役会の構成員として議決権を有するとともに、株主総会において監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬についての意見を述べる権利を有するため、経営プロセスの透明性と監督機能の向上が図られる。

<制度の概要（監査役会設置会社との比較）>



※監査等委員会は、株主総会において監査等委員以外の取締役の人事・報酬に対して意見陳述を行う権利を有し、監督機能を持つ。

以 上